

日並ニ公休日ノ給料ヲ支給スルコト  
右要求事項ニ對シ大正十三年七月三十日午前十時迄ニ  
回答相成廢候也

大正十三年七月廿九日

日給者 一同

古代表者

尾木三男

印

日本電氣株式會社專務取締役

社長 岩盤 邦彦 殿

(別記 第二號)

右要求書ニ對スル回答

第一條 臨時平當金ノ内ニ割五分ハ既ニ本給ニ組入ル、  
コトニ決定ニ居リ其實施方法ハ目下研究中ナリ

尚其他ニ對シテモ考慮中

第三條

震災ノ爲メ昨年末昇給昇進ノコトナカリシ

点ニ就テハ會社トシテ深ク留意ニ居ル所ナルモ

般納増給ノコトハ聞入レ難シ

第五條

皆勤賞與支給方法改正ノ件ハ既ニ會社ニテ

考慮中ノコトニテ予追而實施ス

第四條

第一條ノ内ニ当然含マルモモ認ム

第五條

本件ハ各方面ヨリ考究ヲ要スル問題ナルヲ

以テ研究スル考ヘナリ

大正十三年七月三十日

(別記 第三號)

警告書

吾等ハ日頃ヨリ産業平和ヲ熱望シテ止マズルナリ、産業